

地 籍 調 査 事 業 の 概 要

留萌市では、効率的な土地利用を図るため、平成15年度から国土調査法に基づき地籍調査事業を行っています。

調査対象地区を53の単位計画に分けて順次調査を進め、一つの単位計画地区の調査期間は3～5年を予定しています。

- 地籍調査実施状況について -

R6.10.1現在

地図番号	完了年度	地 区 名	備 考
①	H18	三泊町の一部地区	-
②	H19	塩見町・春日町・字マサリベツ及び字ラムロの各一部	-
③	H21	礼受町・浜中町の各一部	-
④	H21	字幌糠・字奥幌糠の各一部	-
⑤	H23	浜中町・沖見町6丁目の各一部	-
⑥	H23	東幌糠・樽真布の各一部	-
⑦	H25	字峠下・字美沢の各一部	-
⑧	H26	千鳥町・元川町の各一部	-
⑨	H28	藤山及び幌糠の各一部	-
⑩	H30	沖見4～6丁目の各一部	-
⑪	R2	字幌糠・中幌糠の各一部	-
⑫	R3	大和田2丁目の一部	-
⑬	R3	大和田3丁目の一部	-
⑭	R3	沖見町2～3丁目の各一部	-
⑮	R7(予定)	東雲町1丁目の一部	R6調査中
⑯	R7(予定)	東雲町1丁目の一部No.2	R6調査中
⑰	R7(予定)	東雲町2丁目の一部	R6調査中
⑱	R7(予定)	堀川町1～2丁目の一部	R6調査中
⑲	R9(予定)	沖見町1・3丁目の一部	R6調査中
⑳	R9(予定)	瀬越町の各一部	R6調査中
㉑	R9(予定)	港町1～3丁目	R6調査中
㉒	R9(予定)	瀬越町の各一部	R6調査中
			-
-	-	国土調査法第19条5項指定	三泊埋立区域

注) 完了年度とは…

調査地区内の地権者の承諾を得た後、法務局で再登記の手続きが完了し確定した年度です。

注) 国土調査法19条5項指定とは…

国土調査法では、本土地籍調査以外の土地に関する様々な測量・調査（民間の測量、区画整理事業、地図整備事業等）について、その内容が地籍調査と同等以上の精度があると認められた場合、国土調査法第19条5項において指定をうけることができます。これにより、その成果は国土調査と同等のものとして法務局へ送付され、地籍調査成果と同じ取り扱いとなります。

- 詳しい内容に関しましては、[国土交通省地籍調査WEBサイト](#)をご覧ください。 -

- 進捗状況について -

- 調査対象面積 100.37㌦のうち、調査完了面積は 24.86㌦ で進捗率は 24.72%
- 完了率は 23.51%（登記簿等が更新された割合）

- 地籍調査が完了した地区の成果簿の閲覧・交付について -

- 地籍調査が完了した地区では以下の成果簿の閲覧・交付ができます。
 - 地籍図
 - 地籍簿
 - 地籍測定計算簿（各土地の辺長や面積・筆界点の座標値が記載されているもの）
 - 地籍図根三角点網図
 - 地籍図根多角点網図
 - 地籍図根三角点成果簿
 - 地籍図根多角点成果簿

※成果簿は、留萌市役所(管財課地籍調査室)で閲覧又は交付をしており、上記成果簿の交付には手数料が必要となります。

手数料（1筆、1点につき） 閲覧 600円、交付 1,800円

注) 成果簿は地籍調査完了時点のものです。その後、分筆や合筆などが行われても、その変更は反映されていませんのでご注意ください。